

広島県告示第七百三十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定によって、次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を認可した。

令和二年六月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 漁業権者の名称及び住所

1 名称

西城川漁業協同組合

2 住所

庄原市川手町五四番一号

二 免許番号

内水共第三十八号及び内水共第三十九号

三 変更の内容

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(漁具, 漁法, 漁場の制限)</p> <p>第3条</p> <p><u>2 あゆ放流日から8月1日午前5時迄の期間は, 19時から翌朝5時まで投網および銚突, ちょんかけによる遊漁はしてはならない.</u></p> <p><u>3 第1項の投網解禁日は, 組合が定めて公表する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p>	<p>(漁具, 漁法, 漁場の制限)</p> <p>第3条</p> <p><u>2 夜間における銚突, ちょんかけを禁止する。</u></p> <p><u>3 あゆ放流日から8月1日午前5時迄の期間は, 19時から翌朝5時まで投網による遊漁はしてはならない.</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p><u>6 第1項の投網解禁日は, 組合が定めて公表する。なお, 公表は中国新聞に掲載してするものとする。</u></p>